

沼津市立地適正化計画 届出の手引き

【お問い合わせ先】 沼津市都市計画部まちづくり政策課
TEL: 055-934-4760 (直通)
E-mail: mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

1 立地適正化計画と届出制度について

(1) 立地適正化計画とは

本市は、今後の人口減少・少子高齢化のなかでも、市民の暮らしを守り、本市全体の活力を高めていくために、「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりを目指す『沼津市立地適正化計画』を策定しました。

届出・勧告や支援制度による緩やかなコントロール手法により、時間をかけながら、都市機能や居住の適正な誘導を図ります。

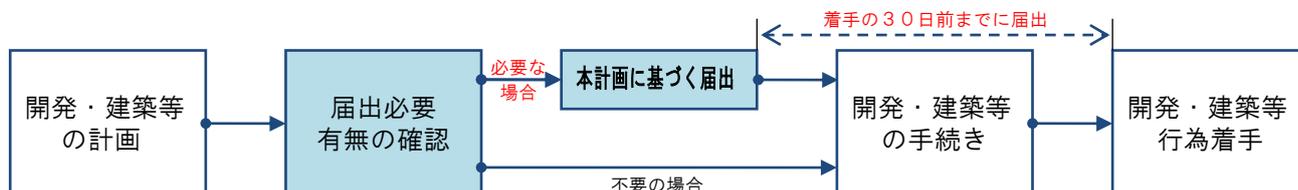
(2) 立地適正化計画に基づく届出制度とは

本計画の公表に伴い、**2019年4月1日以降**、都市再生特別措置法に基づき、以下の行為を行う場合、着手する日の30日前までに市長への**届出が必要となります**。また、当該届出に係る行為が、区域内における都市機能・居住の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、勧告をする場合があります。

■ 届出の対象となる行為 (*以下、①についてはP2~7を、②・③についてはP8~20を参照してください)

- ① **居住誘導区域外**で、以下に該当する**住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅等）の開発・建築等**を行おうとする場合
 - ・ 開発行為 : 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの
 - ・ 建築等行為 : 3戸以上の住宅を新築する場合
建築物を改築し、又はその用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
- ② **都市機能誘導区域外**で、以下に該当する**誘導施設の開発・建築等**を行おうとする場合
 - ・ 開発行為 : 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
 - ・ 建築等行為 : 誘導施設を有する建築物を新築する場合
建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ **都市機能誘導区域内**で、**誘導施設を休止又は廃止**する場合

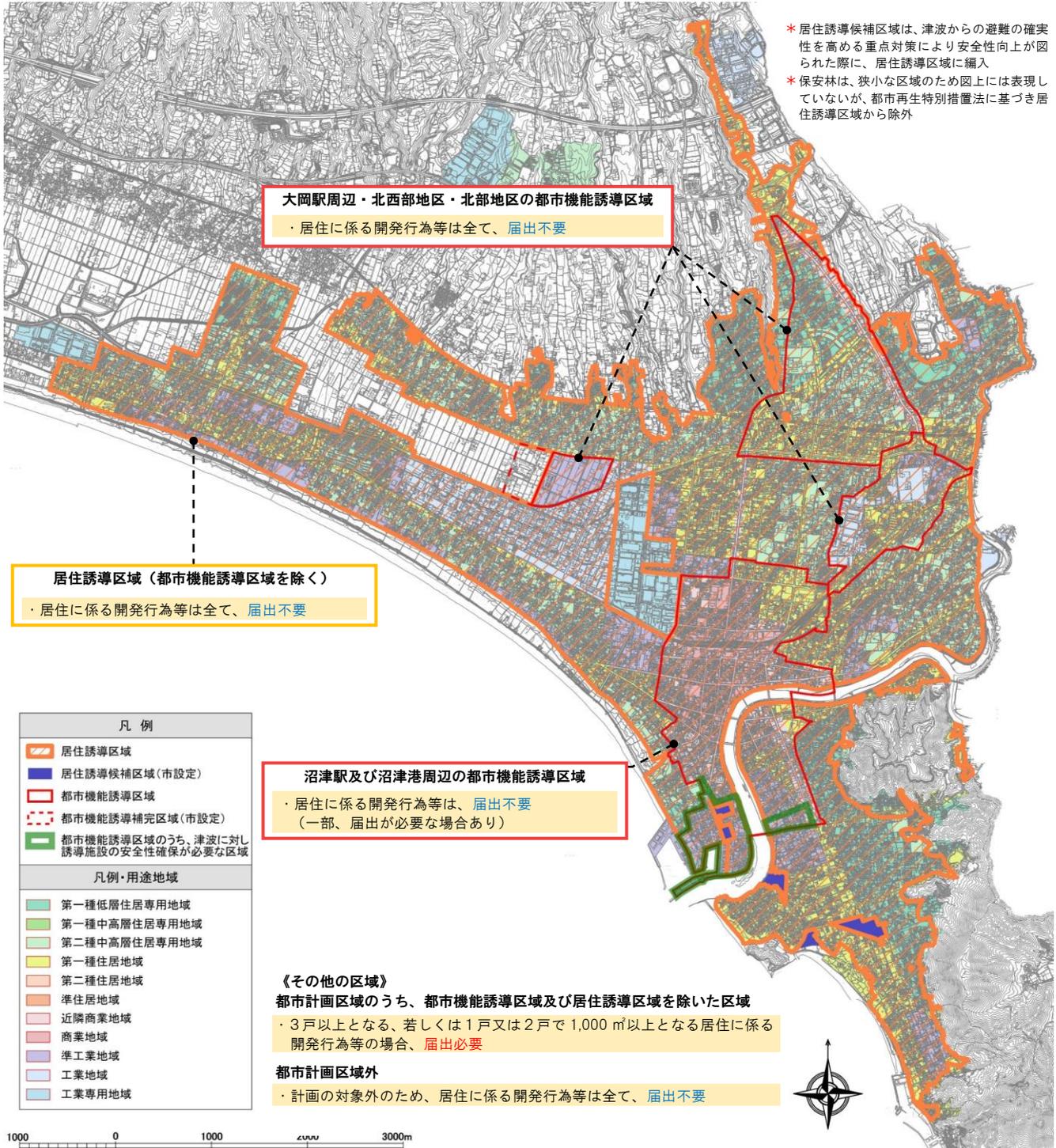
■ 届出の流れ



2 居住の誘導に係る届出について

- ・ **居住誘導区域外**で、以下に該当する**住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅等）の開発・建築等**を行おうとする場合、届出が必要です。
 - ・ 開発行為：3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの
 - ・ 建築等行為：3戸以上の住宅を新築する場合
建築物を改築し、又はその用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(1) 区域ごとの届出の要・不要



(2) 届出の要・不要のイメージ

<p>住宅の開発・建築等のイメージ</p> <p>居住誘導区域の内外</p>	<p>「該当する」場合</p> <p>例①： 3戸以上の住宅の開発・建築行為</p>  <p>3戸の戸建住宅 3戸以上のアパート、マンション、長屋等</p> <p>例②： 1戸又は2戸の住宅であっても1,000㎡以上の開発となる場合</p>  <p>1,300㎡、1戸の戸建住宅</p>	<p>「該当しない」場合</p> <p>例③： 2戸以下で、1,000㎡未満の住宅の開発・建築行為</p>  <p>800㎡、2戸の戸建住宅</p>
<p>「外」</p> 	<p>届出が「必要」</p> 	<p>届出が「不要」</p> 
<p>「内」</p> 	<p>届出が「不要」</p> 	<p>届出が「不要」</p> 

* 戸田地区及び愛鷹山周辺の都市計画区域外は、立地適正化計画の対象外のため、届出不要です。
 * 上記はあくまでイメージです。必ず事前にご相談ください。

(3) 届出に必要な書類 (2部提出)

行為の種類	添付書類
<p>開発行為の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出書：様式第5 (記入例はP4) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) (例：位置図) 設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) (例：土地利用計画図) その他参考となるべき事項を記載した図書 (例：付近見取図、計画敷地求積図)
<p>建築等行為の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出書：様式第6 (記入例はP5) 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上) (例：配置図) 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上) その他参考となるべき事項を記載した図書 (例：付近見取図、計画敷地求積図)
<p>上記 2 つの届出内容を変更する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出書：様式第7 (記入例はP6) 上記のそれぞれの場合と同じ

■ 居住の誘導に係る届出のうち、開発行為に係る届出様式（記入例）

様式第5（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ←届出日を記入(行為着手の30日前まで)
 (宛先) 沼津市長

届出者 住 所：沼津市〇〇町〇〇番地
 氏 名：沼津 太郎
 連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（土地の所在・地番）	沼津市〇〇町字〇〇 〇〇番地
	2 開発区域の面積	〇, 〇〇〇. 〇〇 平方メートル
	3 住宅等の用途	専用住宅(一戸建ての住宅)
	4 工事の着手予定年月日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	5 工事の完了予定年月日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	6 その他必要な事項	地目：宅地 住宅用区画数：10 区画

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）（例：位置図）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）（例：土地利用計画図）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）

■ 居住の誘導に係る届出のうち、建築等行為に係る届出様式（記入例）

様式第6（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
}
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ←届出日を記入(行為着手の30日前まで)

(宛先) 沼津市長

届出者 住所：**沼津市〇〇町〇〇番地**
 氏名：**沼津 太郎**
 連絡先：**〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 沼津市〇〇町字〇〇 〇〇番地 地目： 宅地 面積： 〇, 〇〇〇. 〇〇 m²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	—
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 工事の完了予定年月日： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 戸数： 15戸

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）（例：配置図）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）

■ 居住の誘導に係る届出のうち、開発行為等の変更に係る届出様式（記入例）

様式第7（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入(変更に係る行為着手の30日前まで)→ ○○○○年○○月○○日

(宛先) 沼津市長

届出者 住所: 沼津市○○町○○番地
氏名: 沼津 太郎
連絡先: ○○○-○○○-○○○○

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日: ○○○○年○○月○○日
- 2 変更の内容: 住宅用区画数の変更 ○○ 区画 ⇒ △△ 区画
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日: ○○○○年○○月○○日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日: ○○○○年○○月○○日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）（例：位置図）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）（例：土地利用計画図）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）

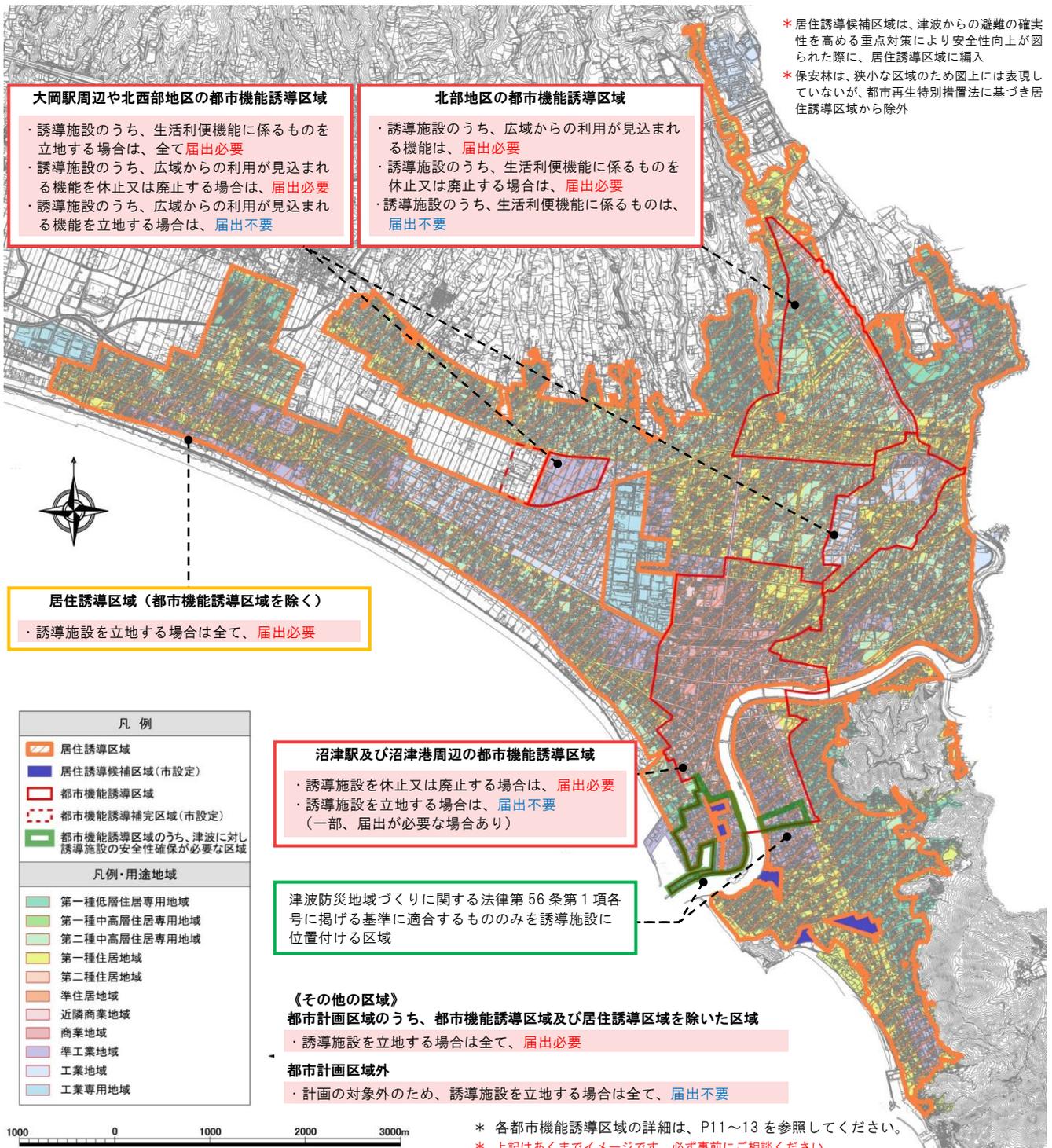
《建築等行為の場合》

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）（例：配置図）
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）

3 都市機能の誘導に係る届出について

- ・ **都市機能誘導区域外**で、以下に該当する**誘導施設の開発・建築等**を行おうとする場合、**届出が必要**です。
 - ・ 開発行為：誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
 - ・ 建築等行為：誘導施設を有する建築物を新築する場合
建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ **都市機能誘導区域内**で、**誘導施設を休止又は廃止**する場合も、**届出が必要**です。

(1) 区域ごとの届出の要・不要



■ 対象となる誘導施設及び誘導する区域

都市機能			定義・法的位置付け	都市機能誘導区域		
				沼津駅及び沼津港周辺	大岡駅周辺北西部地区	北部地区
① 広域からの利用が見込まれる機能	商業	百貨店、ショッピングモール等	店舗等の床面積が 10,000 m ² 超	○	○	△
	娯楽	映画館、劇場、アリーナ、コンサートホール等	興行場法第 1 条第 1 項	○	○	△
	教育・文化	大学、図書館、博物館、美術館、水族館、体育館、教育センター、文化センター等	学校教育法第 1 条（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校を除く）・第 124 条・第 134 条第 1 項、図書館法第 2 条第 1 項、博物館法第 2 条第 1 項・第 29 条、沼津市総合体育館条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条、沼津市民文化センター条例	○	○	△
	業務・交流	コンベンションセンター、展示場、研修施設等	会議・研修・展示会・見本市・イベント等により、多くの集客交流が見込まれる施設	○	○	△
	市場	魚市場 野菜・花き市場等	卸売市場法第 2 条	○	○	△
	健康・医療	病院、保健センター	医療法第 1 条の 5 第 1 項、沼津市保健センター条例	○	○	△
	行政	市役所	地方自治法第 4 条第 1 項	○		
② 生活利便機能	「医療」、「福祉」、「子育て」、「商業」、「金融」、「文化・交流」（それぞれの定義については、以下の表を参照）、「居住」機能のうち、いずれか 2 つ以上を含み、かつ、これらの機能の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの（市街地再開発事業等の建築物を整備する都市計画事業により複数棟を整備する場合は、一体的な施設として捉える）			○	△	○
	都市機能		定義・法的位置付け			
	医療	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項			
		調剤薬局	医療法第 1 条の 2			
	福祉	地域包括支援センター、高齢者福祉施設、障害者支援施設等	社会福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活保護法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、介護保険法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設又は事業の用に供する施設			
	子育て	子育て支援センター	子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号			
		保育所・幼稚園等	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項・同条第 10 項・同条第 12 項・第 39 条第 1 項・第 59 条の 2 第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 2 項・同条第 6 項			
	商業	スーパー・ドラッグストア・コンビニ、商店街内店舗等	店舗等の床面積が 10,000 m ² 以下			
金融	銀行・信用金庫・郵便局等	銀行法第 2 条第 1 項、信用金庫法、日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項、労働金庫法、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律				
文化・交流	集会所、地区センター等	社会教育事業や文化活動を通じ、地域や多世代交流に資する施設				

○：誘導施設 △：法定の誘導施設ではなく、都市的居住圏の利便性を支える施設

※1：誘導施設は、用途地域及び地区計画等の都市計画との整合が必要 ※2：臨港地区については、市場のみ誘導施設と位置付け

※3：基準水位 2m 以上の津波浸水想定区域を基本に、地形・地物等を踏まえ定める区域（次ページ参照）では、「津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第 1 項各号」に掲げる基準に適合するもののみ誘導施設と位置付け

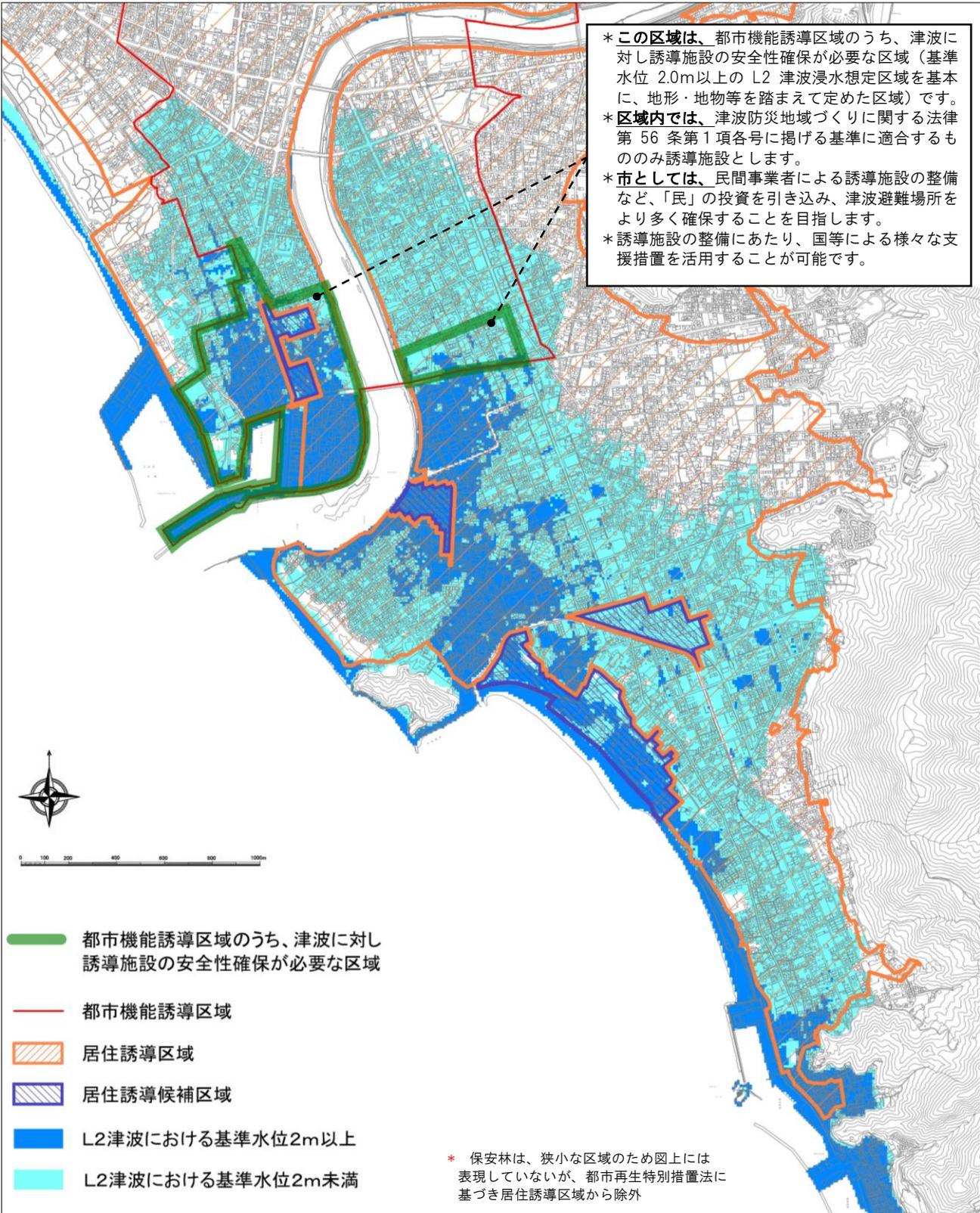
津波防災地域づくりに関する法律

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

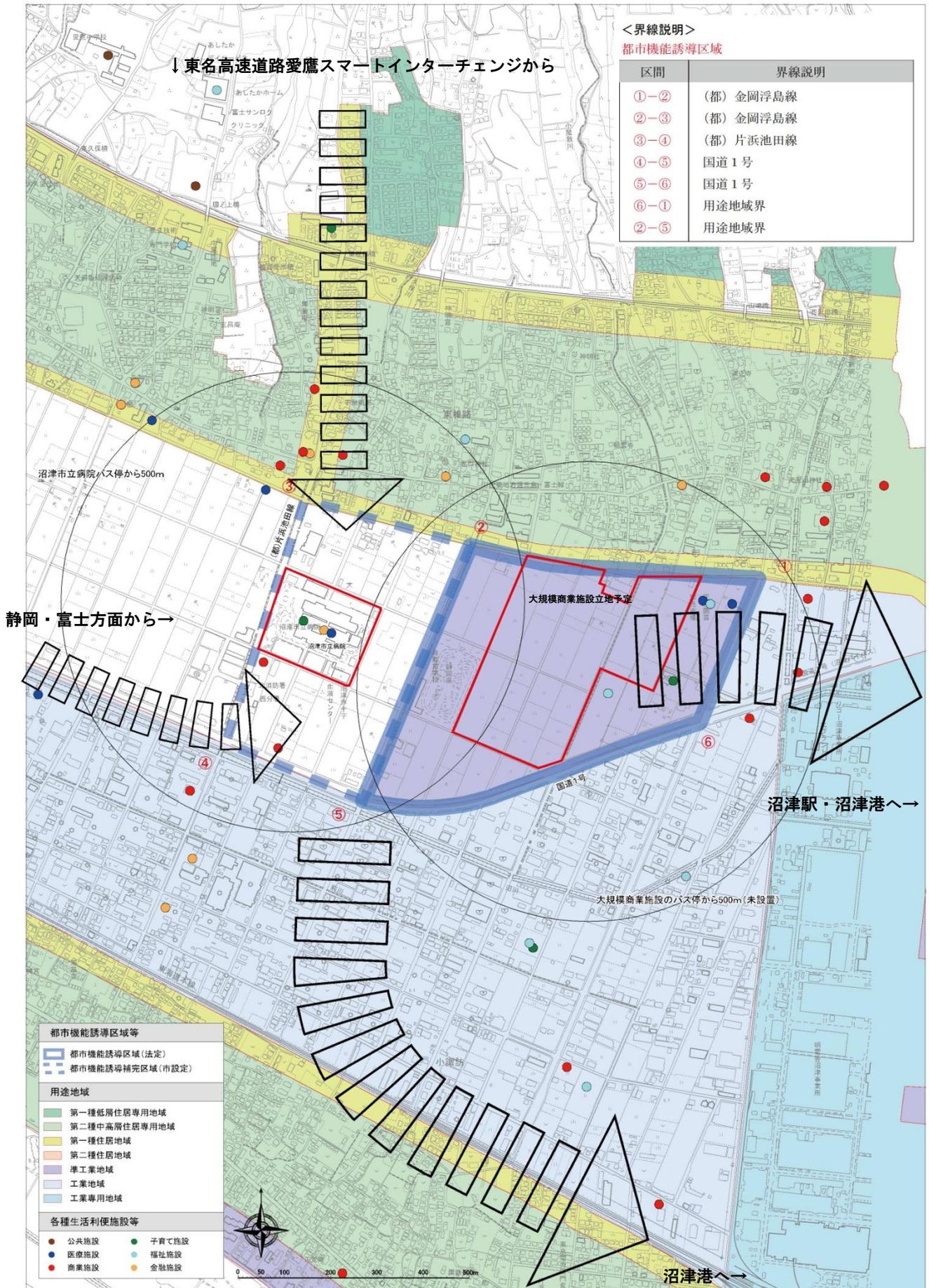
- 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準*に適合するものであること。
- 二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

*「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法を定める件（平成 23 年 12 月 27 日 国土交通省告示 1318 号）」で定められた基準。津波波力・浮力を考慮した構造とするとともに、転倒・滑動等に対しても安全な構造を示したものを。

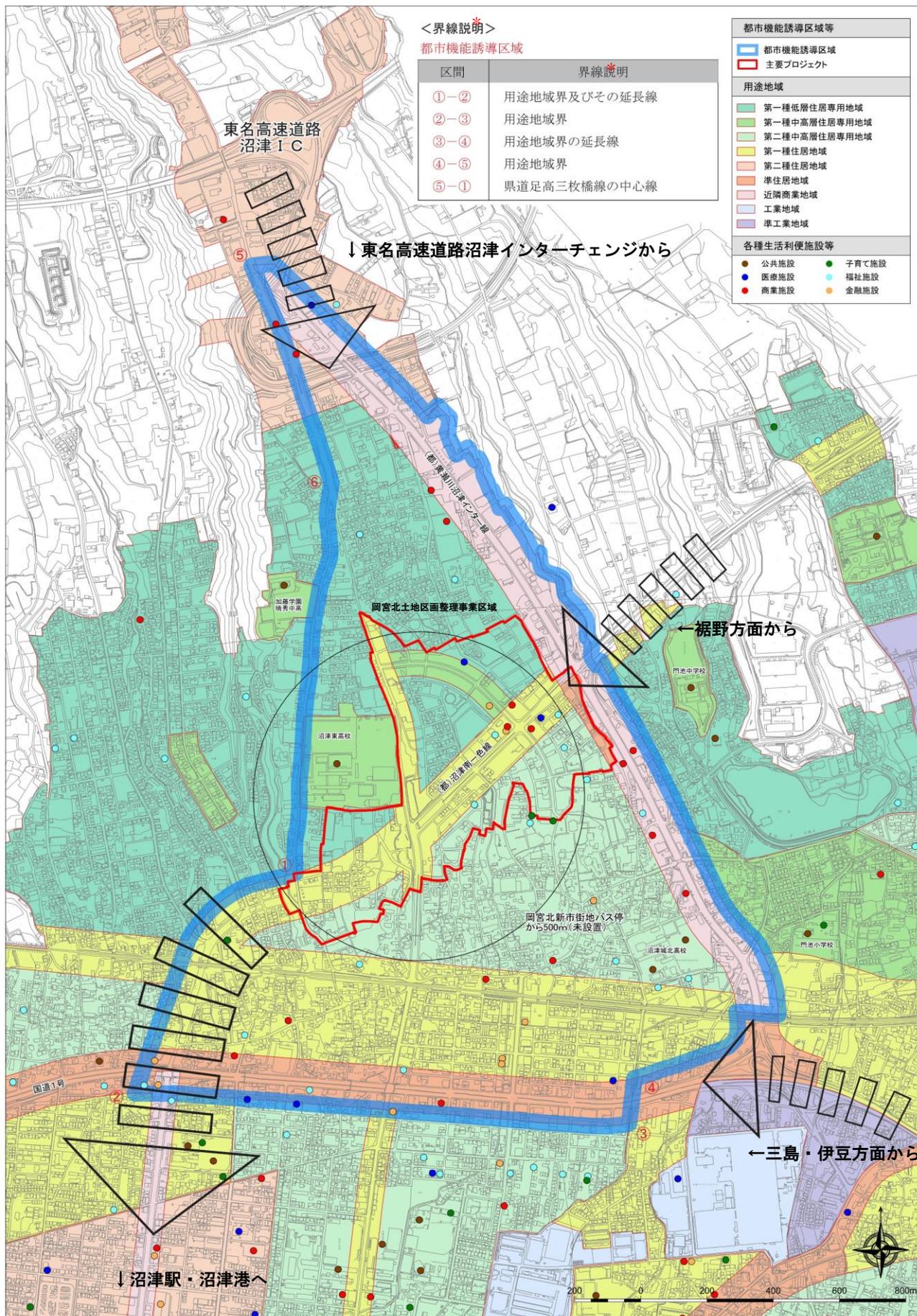
■ 津波に対し誘導施設の安全性確保が必要な、基準水位 2.0m以上の L2 津波浸水想定区域



■ 北西部地区（東椎路周辺）の都市機能誘導区域

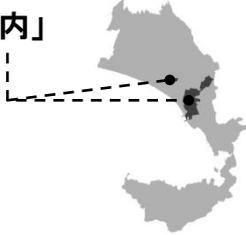


■ 北部地区の都市機能誘導区域



(2) 届出の要・不要のイメージ

① 誘導施設のうち、広域からの利用が見込まれる機能に係る届出の要・不要のイメージ

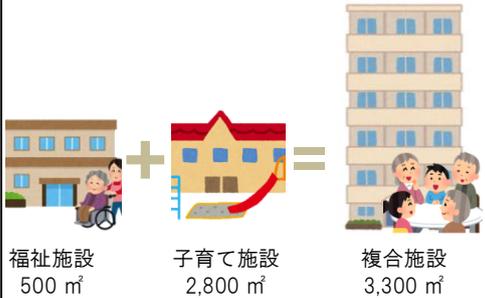
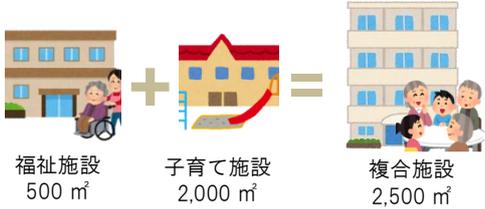
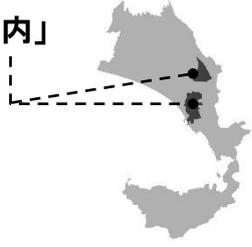
対象とする施設整備のイメージ 沼津駅及び沼津港周辺、大岡駅周辺、北西部地区の都市機能誘導区域の内外	<p>商業</p> <p>(店舗等の床面積が 10,000 m² を超える百貨店、ショッピングモール 等)</p> 	<p>娯楽</p> <p>(映画館、劇場、アリーナ、コンサートホール 等)</p> 	<p>教育・文化</p> <p>(大学、図書館、博物館、美術館、水族館、体育館、教育センター、文化センター 等)</p> 
	<p>業務・交流</p> <p>(コンベンションセンター、展示場、研修施設 等)</p> 	<p>市場</p> <p>(魚市場、野菜・花き市場 等)</p> 	<p>健康・医療</p> <p>(病床数 20 以上の病院、保健センター)</p> 
<p>「外」</p> 	<p>届出が「必要」</p> 		
<p>「内」</p> 	<p>届出が「不要」</p>  <p>※北部地区については届出が必要</p>		

* 沼津駅及び沼津港周辺、大岡駅周辺、北西部地区の都市機能誘導区域内においても、上記の「広域からの利用が見込まれる機能に係る誘導施設」を休止又は廃止する場合は届出が必要です。

* 戸田地区及び愛鷹山周辺の都市計画区域外は、立地適正化計画の対象外のため、届出不要です。

* 上記はあくまでイメージです。必ず事前にご相談ください。

② 誘導施設のうち、生活利便機能に係る届出の要・不要のイメージ

<p>施設整備のイメージ 医療、福祉、子育て、商業、金融、文化・交流、居住機能のうち2つ以上を含み、3,000㎡を超える施設の該当、非該当</p> <p>沼津駅及び沼津港周辺、北部地区の都市機能誘導区域の内外</p>	<p>「該当する」場合</p> <p>例①： 500㎡の福祉施設と2,800㎡の子育て施設による複合施設（生活利便機能に係る床面積の合計3,300㎡）</p>  <p>福祉施設 500㎡ 子育て施設 2,800㎡ 複合施設 3,300㎡</p>	<p>「該当しない」場合</p> <p>例②： 3,500㎡の福祉施設</p>  <p>例③： 500㎡の福祉施設と2,000㎡の子育て施設による複合施設（生活利便機能に係る床面積の合計2,500㎡）</p>  <p>福祉施設 500㎡ 子育て施設 2,000㎡ 複合施設 2,500㎡</p>
<p>「外」</p> 	<p>届出が「必要」</p> 	<p>届出が「不要」</p> 
<p>「内」</p> 	<p>届出が「不要」</p>  <p>※大岡駅周辺、北西部地区については届出が必要</p>	<p>届出が「不要」</p> 

* 沼津駅及び沼津港周辺、北部地区の都市機能誘導区域においても、上記の「生活利便機能に係る誘導施設」を休止又は廃止する場合は届出が必要です。

* 戸田地区及び愛鷹山周辺の都市計画区域外は、立地適正化計画の対象外のため、上記例①の場合でも届出不要です。

* 上記はあくまでイメージです。必ず事前にご相談ください。

(3) 届出に必要な書類

行為の種類	添付書類
開発行為の場合	<ul style="list-style-type: none"> • 届出書：様式第1（記入例はP17） • 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）（例：位置図） • 設計図（縮尺 100 分の 1 以上）（例：土地利用計画図） • その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）
建築等行為の場合	<ul style="list-style-type: none"> • 届出書：様式第2（記入例はP18） • 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）（例：配置図） • 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） • その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）
上記2つの届出内容を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> • 届出書：様式第3（記入例はP19） • 上記のそれぞれの場合と同じ
誘導施設を休・廃止する場合	<ul style="list-style-type: none"> • 届出書：様式第4（記入例はP20） • 周辺の状況が分かる位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上） • その他参考となるべき事項を記載した図書

■ 都市機能の誘導に係る届出のうち、開発行為に係る届出様式（記入例）

様式第1（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ←届出日を記入(行為着手の30日前まで)

(宛先) 沼津市長

届出者 住 所: 沼津市〇〇町〇〇番地
氏 名: 沼津 太郎
連絡先: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（土地の所在・地番）	沼津市〇〇町字〇〇 〇〇番地
	2 開発区域の面積	〇, 〇〇〇. 〇〇 平方メートル
	3 建築物の用途	福祉施設(〇㎡)、住宅(〇㎡) ※ 生活利便機能の場合は、各用途の床面積も記入すること
	4 工事の着手予定年月日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	5 工事の完了予定年月日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	6 その他必要な事項	地目: 宅地

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）（例：位置図）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）（例：土地利用計画図）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）

■ 都市機能の誘導に係る届出のうち、建築等行為に係る届出様式（記入例）

様式第2（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ←届出日を記入(行為着手の30日前まで)

(宛先) 沼津市長

届出者 住所: 沼津市〇〇町〇〇番地
氏名: 沼津 太郎
連絡先: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在: 沼津市〇〇町字〇〇 〇〇番地 地目: 宅地 面積: 〇, 〇〇〇. 〇〇 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	福祉施設(〇m ²)、住宅(〇m ²) ※ 生活利便機能の場合は、各用途の床面積も記入すること
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	—
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日: 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 工事の完了予定年月日: 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）（例：配置図）
- 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）

■ 都市機能の誘導に係る届出のうち、開発行為等の変更に係る届出様式（記入例）

様式第3（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入(変更に係る行為着手の30日前まで)→ ○○○○年○○月○○日

(宛先) 沼津市長

届出者 住所: 沼津市○○町○○番地
氏名: 沼津 太郎
連絡先: ○○○-○○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日: ○○○○年○○月○○日
- 2 変更の内容: 床面積の変更 ○○ m² ⇒ △△ m²
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日: ○○○○年○○月○○日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日: ○○○○年○○月○○日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）（例：位置図）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）（例：土地利用計画図）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）

《建築等行為の場合》

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）（例：配置図）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：付近見取図、計画敷地求積図）

■ 都市機能の誘導に係る届出のうち、誘導施設の休廃止に係る届出様式（記入例）

様式第4（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入(休廃止の30日前まで)→ ○○○○年○○月○○日

(宛先) 沼津市長

届出者 住 所：沼津市○○町○○番地
氏 名：沼津 太郎
連絡先：○○○-○○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名 称：○○ 医院
用 途：病院（内科）
所在地：沼津市○○町○○番地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日：○○○○年○○月○○日
- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間：
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
建物は除却し、宅地分譲する予定（除却予定日：○○○○年○○月○○日）

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

(添付書類)

- ・周辺の状況が分かる位置図（縮尺1,000分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書